

事 務 連 絡  
平成21年 4 月 3 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(中国産食品)

標記については、平成20年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、自主検査から検査命令への変更に伴い、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

製造者名：GUIZHOU LEEFENG HEALTH PRODUCTS CO., LTD.

<違反事例1>

品名：乾燥とうがらし (DRIED CHILLI)  
輸入者：八木通商 株式会社  
輸出者：GUIZHOU LEEFENG HEALTH PRODUCTS CO., LTD.  
届出数量及び重量：340カートン、3,400 kg  
検査結果：放射線照射検知 (基準：照射してはならない)  
届出先：名古屋検疫所  
違反確定日：平成20年10月2日  
措置状況：積戻し済み

<違反事例2>

品名：乾燥とうがらし (DRIED CHILLI)  
輸入者：八木通商 株式会社  
輸出者：GUIZHOU LEEFENG HEALTH PRODUCTS CO., LTD.  
届出数量及び重量：340カートン、3,400 kg  
検査結果：放射線照射検知 (基準：照射してはならない)  
届出先：名古屋検疫所  
違反確定日：平成20年11月12日  
措置状況：積戻し済み